

広島県告示第五百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年六月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年五月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道豊島線	呉市豊浜町大字豊島字松ノ窪一九〇五番一〇地先から 呉市豊浜町大字豊島字松ノ窪一九〇六番一地先まで 呉市豊浜町大字豊島字脇一九七五番地先から 呉市豊浜町大字豊島字脇一九七八番一地先まで 呉市豊浜町大字豊島字脇一九七八番一地先から 呉市豊浜町大字豊島字外ノ浦一九七九番一地先まで	平成二〇年五月一九日